

東北公益文科大学

総合研究論集

17

『ガメリン物語』覚書

遠山茂樹

『ガメリン物語』 覚書

遠山 茂樹

はじめに

『ガメリン物語』(The Tale of Gamelyn) は作者不詳の韻文ロマンスで、現存する英語(中英語)で書かれた最初のアウトロー物語といわれているものである。

ジェフリー・チョーサーの有名な『カンタベリー物語』の写本のなかに『ガメリン物語』を含んでいるものがあり、事実チョーサー自身もこの物語を『カンタベリー物語』で巡礼者のひとりに語らせる構想もあったようであるが、現存する作品には彼の手は加わっていないと考えられている。⁽¹⁾

一九世紀ドイツの学者フェリックス・リントナーは、かつて『ガメリン物語』の複数の写本を精査し、この物語の原形を成すテクストは、一三世紀末頃、ウエスト・ミッドランド地方の北部方言で書かれたものと結論づけた。⁽²⁾

一方、ウォルター・スキートの推定によれば、この物語は一三四〇年頃の作であるとされるとされる。そこにみられる方言は、『カンタベリー物語』のそれよりも地理的には北方の様相を帯びており、リンカンシャの方言に類似しているという。⁽³⁾そして、純粹に言語学的な見地からいえば、『ガメリン物語』はイースト・ミッドランド方言のひとつの手本を示すものと

(1) 『ガメリン物語』 覚書

して、すこぶる価値があると述べている。スキートによれば、『ガメリン物語』はブリテン島でも最もスカンディナヴィアの影響を受けた地域、すなわち東部地域 *the Eastern* と結びついているのである。⁽⁴⁾

また、フランクリン・ロジャーズの研究によれば、現存する二五本の写本の一部にはケントの語形やイングランド南部の語形が混在しているが、これは当該出身の写字生の手が加わったためであり、『ガメリン物語』の原形ともいえる詩は、ノース・ウエスト・ミッドランド方言で書かれていることを示唆しているという。⁽⁵⁾

このように先学の研究を一瞥しても、この作品の成立年代や場所には差異が認められるが、近年の研究によれば、この作品にみられる方言はノース・イースト・ミッドランド地方特有のものであり、また割合からいえば少ないが、人目をひくスカンディナヴィア起源の単語（たとえば *lythen*, “listen”）は、この詩の起源がデーンロー地帯、わけでもリンカンシャ、レスターシャ、あるいはノッティンガムシャにあることを示唆しているという。⁽⁶⁾

作成時期については、大略、一四世紀半ばとみてよいであろう。『フルク・フィッツウォーリン』(*Fulk Fitzwarin*) や『修道士ユースタス』(*Eustace the Monk*) が一二世紀に作られ、現存する最古のロビン・フッドのバラッドである『ロビン・フッドと修道士』(*Robin Hood and the Monk*) が一五世紀半ばに書かれたことを想起すると、『ガメリン物語』の作成時期はちょうどそれらの作品の中間に位置する。⁽⁷⁾

『ガメリン物語』については、わが国においても、すでに清水阿や氏や大関啓子氏といった英文学者の手になるすぐれた論考があり、当作品にみられる語りの技法や作品それ自体の面白さについて論じている。⁽⁸⁾

他方、『ガメリン物語』の作者は当時の法的手続きに詳しく、物語の後半部分ではガメリンがアウトローとなつて森のなかでの生活を余儀なくされるところから、ロビン・フッドのバラッドとの関連性も指摘されている。⁽⁹⁾ 筆者の問題関心もまさにこの点にあるのだが、わが国における従来のガメリン研究では、とりわけこの作品にみられる法手続きの具体的内容については手薄であるとの印象を受けた。この小稿の目的は、この空隙をいささかなりとも埋めることにある。

したがって、本稿ではもっぱら『ガメリン物語』の司法的特徴に焦点が当てられる。

もとより筆者は英文学についてはまったくの門外漢であり、法制史についても同様である。したがって、本稿は文字通りの覚書にすぎない。大方のご教示をお願いする次第である。

一、法と秩序

スキート版で全九〇二行の詩から成る『ガメリン物語』は、父親の死後、長兄によって土地財産を強奪された末弟ガメリンが、それを奪回し、長兄に復讐する物語である。

まず、物語のはじめの部分でとりあげられている遺産分割に関していえば、死の床で父親が三人の子供たちへの土地財産の分与に悩み、賢明な騎士たちを招いて、彼らに相談する。父親のブーンデイスのジョン卿の願いは、次のようなものであった。

Fayn he wolde it were · dressed among hem alle,
That ech of hem hadde his part · as it mighte falle.⁽³⁾

この所有地を三人の息子たちすべてに分け与え、

息子たちがそれぞれ然るべく分け前にあずかるようにというのが、彼の切なる願いでした。

(二五一六行、一部改訳)

(3) 『ガメリン物語』覚書

遺産相続の執行人たる騎士たちは当初、長兄ひとりにすべての土地を与えることを決議する。これは当時一般的であった長子相続の慣行にならつたものであろう。⁽⁴⁾しかし、この考えは直ちに覆され、騎士たちは所有地を二つに分け、二人の兄に継がせ、末弟のガメリンは取り分なしで、ガメリンが成人したときに二人の兄が分与してやればよいとの決定を下す。ところが、父親の老騎士はこの決定に承服せず、ガメリンにも土地財産を分与することになる。

'Iohan, myn eldeste sone · schal have plowes fyve,

That was my fadres heritage · whyl he was on lyve ;

And my middelste sone · fyve polwes of lond,

That I halp for to gete · with my righte hond ;

And al myn other purchas · of londes and leedes,

That I biquethe Gamelyn · and alle my goode steedes.'

「長男のジョンには、わしの父上の御存命中にわしが相続した

土地五プラウを与えよう。

それから真ん中の息子には、わしがこの右手で立てた

武勲の賜物の土地五プラウを与えよう。

そしてこれ以外の、わしが一代で築き上げた財産は、土地も借地人もそっくりそのまま、それにわしの立派な馬も残らずすべてガメリンに継がせよう。」(五七―六二行、一部改訳)

こうした父親の決断の裏には、たしかに末子ガメリンに対する深い愛情が読みとれる。いうまでもなく、相続形態には地域差があり、場所によっては分割相続もおこなわれていた。とりわけイースト・アングリアやケントでは分割相続が一般的であった⁽¹⁵⁾。最終的に父親ブーンデイスのジョン卿の下した決定も、それに類した分割相続であったように思われる。もともと、右の詩行（五七―六二行）をよくみると、父親は世襲財産（inheritance）と自分の代にみずからの手で獲得した獲得財産（acquisition）を区別していることがわかる。そして、前者は長子に、後者は末子に分与している。真ん中の息子に与えた武勲の賜物である土地は、おそらく騎士であるジョン卿が軍役奉仕（military service）の代償として獲得した土地であろう。

ところで、ガメリンの父親は騎士たちによって提案された土地の分与を取り消すために、口頭で遺言を伝える。こうした遺言は二名の証人の宣誓証言によって証明されれば、認証された。父親のジョンはこうした事情を知っていたにちがいない。

‘And I biseke yow, goode men · that lawe come of londe,
For Gamelynes love · that my queste stonde.’

「土地の法律に詳しい貴公子らよ、わしはガメリンのために、

わしの遺産の分配がこの通り行なわれるように、貴公らに頼んでおく。」（六三―六四行）

彼がこのように述べるとき、騎士たちが自分の死後、証人として自分の遺言を証明してくれることを願っているのである⁽¹⁶⁾。

次に、物語の後半に登場するアウトローについてみてみよう。ガメリンが長兄の家から抜け出し、森のなかに身をひそめて、アウトローの一団と一緒に暮らしていると、あるうことが長兄が州長官となり、ガメリンを起訴させたという知らせが入ってくる。それどころか、長兄はガメリンを「狼の頭」と呼ばせ、手勢のものをつかつて追わせているというのである。

Now is thy brother schereve · and hath the baillye,

And he hath endited thee · and ‘wolves-head’ doth thee crye.

兄上は今や州長官として、この地を治める権限をお持ちです。

それであなた様を起訴し、あなた様を「狼の頭」と呼ばせ、追わせています。(七〇九―七一〇行)

私訴とは別種の起訴手続きは、ヘンリ二世治下で発布されたクラレンドン条例(一一六六年)にさかのぼる。この条例によって、殺人犯、強盗犯、窃盗犯、もしくはその蔵匿者として嫌疑を受けた者は、各郡と村から召集された陪審員によって宣誓証言のうえ告発された。陪審員を召集し、告発された容疑者を逮捕して、巡回裁判官の面前に連行するのは州長官の役目であった。州長官は同条例により、逮捕した容疑者を収監する獄舎の建造も命じられている。

国王裁判官の面前で起訴された者が出廷せず、その後審問調査が実施され、犯行が当該容疑者の仕業であることが確定となった場合、かかる容疑者は州裁判所への強制出頭を命じられた。通常月一回の割合で開廷される州の裁判集會に連続して四回出頭しなかった場合は、正式にアウトローの宣告を受け、彼の動産は国王によって没収された。また、その者の土地は一年間国王に没収された後、その領主に復帰した。さらにアウトローには死刑も待っていた。もっとも、

州の裁判手続きには少なくとも四ヶ月を要したうえに、巡回裁判官が一年間に各州を訪れる回数も限られていたため、実際に犯罪者が国王裁判官の面前に連行され、正式にアウトローの宣告を受けるまでには、かなりの時間が経過したものと推測される。⁽¹⁴⁾

アウトローを「狼の頭」(*wolves-head*)と呼ぶ習慣は、古くはサリカ法典にまでさかのぼるといわれている。⁽¹⁵⁾ 一二世紀前半の作と推定されている所謂『エドワード証聖王の法』*Leges Edwardi Confessors*は、教会の平和を侵し、逃亡した者について、次のように規定している。

【第六条第一項】 かつ、もしも彼が三二日以内に彼の友人もしくは王の裁判官によって発見されなかった場合は、王自身の口から、彼をアウトローと宣告すべし。【第六条第二項】 かつ、その後彼が見つかり、生存したまま捕えることができたならば、彼は王に引き渡されるべし。また、彼がみずからの身の潔白を主張する場合は、彼自身の頭が「王に引き渡されるべし」。【第六条第二項 a】 というのも、彼はアウトローの宣告を受けた日から、イングランド人によって *wilshened* と呼ばれている狼の頭を持つことになっているからである。【第六条第二項 b】 かつ、この宣告はすべてのアウトローに共通のものである。⁽¹⁶⁾

このように、すべてのアウトローは「狼の頭」を持つものとされ、その者の命は狼のそれと同価値であるとみなされたのである。『エドワード証聖王の法』には、作成者の眼からみた一二世紀前半の法慣習が反映されているといわれているところから、⁽¹⁷⁾ 当時アウトローは狼と同等の価値をもち、狼同様、屠殺されるべき存在とみなされていたにちがいない。事実、コロナーはアウトローの頭部を州の獄舎に送り届けなければならなかったし、ノーサンプトンシヤの獄舎にそれが送り届けられた事例もある。おそらくアウトローの頭部はそこでさらしものにされたのであろう。⁽¹⁸⁾ 一三世紀末ですら、アウトローが逮捕されるのを拒んだり、逃走したりしたら、誰でもその者を殺害することができたのである。⁽¹⁹⁾

「狼の頭」の宣告を受け、追われ者の身となったガメリンが、ひとりて州の裁判集会にのりこんでいく場面も興味深い。

'I wol ben atte nexte schire · have god my lyf!

Gamelyn com wel redy · to the nexte schire,

And ther was his brother · bothe lord and sire.

Gamelyn com boldelich · in-to the moot-halle,

And putte a-down his hood · among the lordes alle ;

「私は今度の州裁判に出て行ってやる。私の命は神様にお任せしよう。」

ガメリンは勇んで、次の州裁判に姿を現しました。

そこには、その地方を治め支配するガメリンの兄がおりました。

ガメリンは大胆不敵にも、裁きの広間に現れ、

居並ぶ領主たちの真っ只中で頭巾を取りました。(七一四―七一八行、傍点筆者)

アウトローの宣告を受けた者は、法の保護の外におかれた。換言すれば、法秩序の外におかれた「法外者」である。

彼は法的には何の権利も持たず、法廷において自己弁護する権利もなければ、その機会すら与えられなかった。⁽²⁰⁾ それでもガメリンは、勇んで、州の裁判に出廷し、大胆不敵にも、裁きの広間に現れたのである。右にあげた詩行中、「私は今度の州裁判に行つてやる。私の命は神様におまかせしよう」(七一四行)とガメリンが語るとき、作者はアウトローの法的立場をじゅうぶん承知していたことが窺える。まことにアウトローは自らの命を「神様におまかせ」するほかない存在だったのである。

さて、州の裁判に出廷したガメリンは、たちまち逮捕・投獄されてしまう。こうしてガメリンは次回国王裁判官がや

つてくるまで、王の獄舎に留め置かれる運命となった。これを知った次兄オーテはたいそう嘆き悲しみ、長兄に向かつて次のように言う。

'I bidde him to maynpris · that thou graunte him me
Til the nexte sitting · of deliverance,
And thanne lat Gamelyn · stande to his chance.'

「こんど未決囚の審理が行なわれるまで、

弟の身柄をお引き渡し願ひ、

その時になったらガメリンに裁きを受けさせるよう、保釈を求めます。」(七四四―七四六行)

保釈保証人は金銭や財産を差し出したのではなく、被告の裁判への出廷を保証した。換言すれば、出廷保証人である。一三世紀にはかかる保証人は、被保証人を差し出さなかった場合、罰金の支払いによって放免された。しかしながら、ポロックならびにメイトランドによれば、イングランド、ノルマンディ、フランスには厳しい保証人制度の伝統があり、保証人は保釈された囚人に科された刑に服さなければならなかったのである。⁽²⁾ オーテ卿と州長官との間で了解されていたのは、そのようなことであつた。⁽²⁾ すなわち、

'Brother, in swich a forward · I take him to thee ;
And by thy fader soule · that thee bigat and me,

But-if he be redy · whan the Iustice sitte,

Thou schalt bere the Iuggement · for al thy grete wite.’

「弟よ、その言葉をまもってもらえるのなら、ガメリンをお前に引き渡そう。

お前や私をもうけた父上の靈魂にかけて、

裁判が行なわれる時にガメリンが姿を見せなければ、

どんなにお前が知恵をめぐらそうとも、必ずや裁きを受けてもらうことになろう。」

(七四七―七五〇行、一部改訳)

さらに、そのような事態に至った場合、保釈保証人の運命は保証の限りではなかった。保釈されたガメリンが森に戻ると告げたとき、次兄オーテ卿は次のように返答する。

‘By god!’ seyde sire Ote · ‘that is a cold reed,

Now I see that al the cark · schal fallen on myn heed ;

For when the Iustice sitte · and thou be nought y-founde,

I schal anon be take · and in thy sted y-bounde.’

オーテ卿は言いました。「神かけて、これはまた、本当に大変なことを考えてくれた。

それでは、咎をみな私が被ってしまうことになるのは目に見えている。

というのも、裁判が行われて、お前の姿が見えなければ、

私はすぐに捕えられ、お前の身代わりに縛られてしまうのだ。」(七五九―七六二行)

オーテ卿が示した身の安全に対する恐怖は、じゅうぶんに根柢のあることだったのである。

ところで、アウトローの宣告を受けていたガメリンの保釈は、法的には違法であった。というのも、一二七五年のウエストミンスター第一制定法によれば、アウトローは決して保釈を許されなかったからである。一二九九年の制定法は、州長官らがウエストミンスター制定法の規定に反して在監中の囚人たちを保釈していると述べ、国王巡回裁判官らに調査を命じ、かかる行為で有罪とされた州長官を罰するよう命じている。⁽²⁴⁾ あきらかに州長官たちはこの法を無視し続けた。というのも、一三三〇年に新設された治安維持官 (Keepers of the peace) に対して、保釈が認められていない囚人を保釈した州長官もしくは看守を処罰する権限が与えられているからである。⁽²⁵⁾ それゆえ、ガメリンのようなアウトローの保釈は、当時の悪しき慣習に倣うものであったとみなすことができよう。州長官もしくははその看守が保釈金を横領し、私腹を肥やしていたことは容易に推測できる。⁽²⁶⁾

ガメリンが未決監釈放裁判官の面前に出頭することになっていたことは、「こんど未決囚の審理が行われるまで」(七四四行)という詩行からあきらかである。厳密に言えば、未決監釈放裁判官は保釈の身にある者を裁くことはできなかった。なぜならば、彼らは州の獄舎に収監されていた者を裁き、釈放する権限しか与えられていなかったからである。しかし実際には、ガメリンの場合にもみられるように、未決監釈放裁判官は保釈の身にあった容疑者を裁くなど、広範な権限を与えられていたようである。⁽²⁷⁾

ラルフ・ピューによれば、州長官をはじめとする地方役人とならんで、審理陪審も未決監釈放裁判の不可欠な要素となっていた。ちなみに現存する最古の未決監釈放裁判記録は一二七一年のものであるが、その数が増加するのは一四世

紀ならびに一五世紀前半であるといわれている⁽²⁸⁾。

陪審員の抱き込みも当時の慣行を反映している。ガメリンが再び森の中でアウトローの仲間と一緒にになり、次の裁判を待っている間、長兄は忙しかった。

For he was fast aboute · bothe day and other,

For to hyre the quest · to hangen his brother.

というのもこの男、自分の弟を吊し首にするために陪審員を抱き込もうと、来る日も来る日も狙っていた。(七八五―七八六行)

州長官の長兄には陪審員をみつけどす責務があったが、実際の州長官がそうであったように、賄賂によって陪審員を抱き込み、自分に有利な評決を得ようとしたのである。ガメリンを有罪にするために雇われたような陪審員は一四世紀の請願書や裁判記録にしばしば登場する。彼らは実際に金銭をもらって、虚偽の証言をしたのである。陪審員のなかには扶養者である貴顕の報復をおそれ、真実を述べる勇氣すらないものもいたといわれている⁽²⁹⁾。

陪審員を買収した長兄は、次兄オーテ卿に罰金ではなく、ガメリンと同じ絞首刑を科す。その刑はガメリンが到着する前にすでに宣告されていた。

'Thou haddest almost, Gamelyn · dwelled to longe,

For the quest is oute on me · that I sculde honge.'

「ガメリン、お前がぐずぐずしていたので、もう少しで手遅れになるところだった。

わしを吊し首にすべしとの評決が、もう出でしまつたのだ。」（八三九―八四〇行、傍点筆者）

この次兄の発言から、絞首刑は執行されなかつた一方、他方で当時、陪審員の権限が増大しつつあったことが窺える。いまや陪審員たちは被告の有罪もしくは無罪を左右し、量刑の決定にも関与しはじめていた。クラレンドン条例で確立された告発陪審は、審理陪審へと性格を変えつつあったのである。ウィリアム・ホールズワースが述べているように、一七世紀の後半にいたるまで、陪審員は証人としての性格を失わなかつたが、裁判官としての性格はすでに一四世紀に顕著なものとなつていた。⁽³⁰⁾

さて、物語の大詰めでガメリンとオーテ卿は国王から恩赦を得て、これまでの暴力行為を赦免される。それどころか、高位の官職も授かる。次兄のオーテ卿は裁判官に、そしてガメリンは全御料林の主席裁判官にそれぞれ任命されるのである。

The king loved wel sir Ote · and made him Justise.

And after, the king made Gamelyn · bothe in est and west,

Chief Justice · of al his free forest ;

王様はオーテ卿が大層気に入り、裁判官に任じました。

そして後には、王様ガメリンを東も西も、

王の自由な全御料林の主席裁判官に任じました。（八九〇―八九二行、一部改訳、傍点筆者）

森のアウトローの王であったガメリンが、一転して森のアウトローを裁く側の裁判長になるという展開は、おそらく聴衆のどよめきと喝采を喚起したであろう。右にあげた詩行中、“at his free forest”（八九二行）は、『中世英国ロマンス集』では「王領の森林地」と訳出されているが、⁽³¹⁾ここではそうした狭い意味ではなく、王領・私領を問わず、フォレスト法の及ぶ地域という意味での「全御料林」を指すものと思われる。これに関連して、作者が「彼の獵園も森も」“his parkes and his woodes”（七五行）というとき、forestではなくwoodesなる語が使用されている点に留意したい。この場合の「森」は、明らかに自然景観としての森すなわち「ウッド」woodであって、法制度史上の森すなわち「フォレスト」forestではない。

また、「東も西も」“bothe in est and west”（八九一行）という表現は、御料林地帯がトレント川を境に二分され、それぞれに御料林裁判官が置かれていた事実を連想させる。⁽³²⁾さらに「自由な」“free”（八九二行）という語は既述の『中世英国ロマンス集』では訳出されていないが、これを牧歌的で自由な森への民衆のあこがれを表現している形容詞と解すべきかどうか。むしろ、フォレスト法を念頭において考えると、このfreeは王の「御意に叶った」という意味に解される。あるいは、アウトローに「開放された」という含みもあるのかもしれない。

ところで、『ガメリン物語』をフォレスト・アレゴリー（御料林の寓意物語）とみるリズリー・キャムベルは、ガメリンが最後の場面で全御料林の首席裁判官に任命されていることを、ガメリンのもうひとつの勝利と捉え、これこそがフォレスト・アレゴリーの極致であると述べている。⁽³³⁾キャムベルによれば、ガメリンが相続財産を長兄によって強奪されてしまったのは、あたかも御料林地帯の住民がノルマン人やアンジュー人による御料林政策によって、自分たちの土地財産を奪われてしまったかの如くであるという。また、ガメリンは長兄の専制的な支配をうけていたが、御料林地帯の住民も同じように不正な法と裁判に服さなければならなかった。

さらに、長兄の名前ジョンはフランス起源であるのに対して、ガメリンはスカンディナヴィア起源の名前で、

Gammel-ling すなわち「老人の息子」の意味である。実際、イースト・ミッドランドの地元民であればこの名前をもっていたかもしれない。このように述べて、キャンベルは「両者の名前がこの寓意物語を完全なものにしている」という⁽³⁴⁾。つまり、圧制者ノルマン人によってイングランドに持ち込まれた御料林制度とその犠牲者たるイングランド人という二項対立的な構図を、ジョンとガメリンという、それぞれフランス系、スカンディナヴィア系（デンロー地帯）の名前をもった兄弟間の争いに重ね合わせているわけである。

ジョンが聖職者のパーティを主宰する場面があるが、これもキャンベルによれば御料林のテーマと関係がある。すなわち、修道院はよく国王から狩猟特権を下賜されていたし、ガメリンの土地を濫用したのが修道院長である可能性もなきにしもあらず、であるとキャンベルは推測する。

こうした読みはそれ自体、魅力的ではあるが、『ガメリン物語』の全編に御料林のフィルターをかけて、御料林の寓意物語ととらえる見方には、筆者は躊躇せざるを得ない。たとえば、狩猟特権ひとつをとってみても、国王からかかる特権を授与されたのは修道院とは限らなかつた。また、長兄による相続財産の強奪は、御料林化政策に伴う土地の強奪とは異質のものである。

『ガメリン物語』には遺産相続争い、後見下におかれた所領のずさんな管理、獵園（パーク）の破壊、娯楽としてのレスリング⁽³⁵⁾、修道院長や修道士に対する反感・憎悪、国王裁判官や州長官の不正に対する怒り、暴力、森のアウトロー、そして御料林裁判官などさまざまな要素が含まれている。こうした多様な社会的諸相をもちこんでいる点に、この物語の特色があるのであって、御料林裁判官は森のアウトローとの関連で引き合いに出されたプロットの構成要素のひとつにすぎないように思われる。むしろ、筆者からみれば、国王裁判官や陪審員の不正・腐敗を批判し、彼らを吊し首にまですたガメリンが、物語の大詰めで御料林裁判官に登用されたのは皮肉というほかない⁽³⁶⁾。森のアウトローたちにしてみれば、自分たちの首領が森の犯罪者を裁く裁判官のトップの座についたわけで、その意味ではモーリス・キーンが述べ

ているように、「喜ばしい運命の皮肉」であつたといえるであらう。

二、権力に対する抵抗と暴力

当時の法制度とならんで、『ガメリン物語』を特徴づけているのは権力に対する抵抗である。たとえば、長兄の宴会に招かれた聖職者に対して、平信徒は同情のかけらもなかった。ガメリンは棍棒で容赦なく、痛めつける。

Abbot or priour · monk or chanoun,

That Gamelyn overtok · anon they yeeden down.

大修道院長であれ小修道院長であれ、あるいは修道士であれ修道会員であれ、ガメリンの攻撃を受けますと、たちどころに打ち倒されました。

(五〇九―五一〇行)

'Cursed mot he worthe · bothe fleisch and blood,

That ever do priour · or abbot ony goodi'

「小修道院長や大修道院長のためにほんのわずかでもはたらく者は、肉も血も丸ごと呪われるがいい！」(四九一―四九二行、一部改訳)

攻撃の矛先は聖職者のみならず、非道な裁判官や州長官にも向けられた。次兄オーテを吊し首にせよとの評決に加わった連中に対して、みずから裁判官席に座ったガメリンは次のようにいう。

‘By my faith!’ seyde the Justice · ‘the scherreve is a schnewel!’

Than seyde Gamelyn · to the Justise,

‘Thou hast y-yeve domes · of the wors assise ;

And the twelve sisours · that weren of the queste,

They schul ben hanged this day · so have I good restei!’

「誓ってもいい」と裁判官席のガメリンは言いました。「州長官こそ悪人だ。」

それから裁判官に向かつて言いました。

「お前の下した判決は、非道この上ないものだ。」

それに評決に加わった十二人の陪審員も、

きつと今日吊し首にしてやる。私の心の安らぎにかけても。」(八六八―八七二行、一部改訳、傍点筆者)

最終的には、裁判官も州長官も、そして「評決に加わった」“that weren of the queste” (八七一―八七二行) 一二名の陪審員たち―おそらくは審理陪審―も首をくくられてしまう。こうした聖職者に対する完膚なきまでの打擲ちやうやくや裁判官、州長官、そして陪審員たちの末路を、当時の聴衆はおそらく胸のすく思いで聞いていたことであろう。というのも、その背後に司法の腐敗という当時の社会的状況が想定されるからである。邪悪な長兄が悪辣な州長官になるのも、当時の人びとに

とつてはまったく信じられることであつたらう。州長官とその下役は、不当な起訴や虚偽の報告書の作成など悪行を繰り返して⁽³⁸⁾いた。一三三〇年には、州長官が長年にわたつて州民に起訴を強要してきたことに対して庶民院が抗議し、王国のすべての州長官とその下役が解任されるという事態に至つて⁽³⁹⁾いる。

『ガメリン物語』では国王裁判官も腐敗した存在として描かれているが、これまた聴衆には容易に受け入れられたことであろう。一四世紀前半から顕著になってくるといわれる仕着せと給金授与の慣行が、裁判官の腐敗を助長したことは、想像に難くない⁽⁴⁰⁾。物語に登場する裁判官は既述の未決監釈放裁判官か、もしくは重大な刑事事件を「審理し、判決を与える」*oyer and terminer* 刑事巡回裁判官であつたと推測されるが、これらの裁判官は甚だしいえこひいきや不正行為により頻繁に告発されていた。一三六五年には、刑事巡回裁判官が料金の三分の一を受領するという条件で終身雇用されることに対して、庶民院が抗議をおこなっている。いうまでもなく、それによって不要な裁判や不正な起訴がおこなわれる可能性が高くなるからである⁽⁴¹⁾。国王裁判官たちに対する不満件数は一四世紀になると増加する。州によっては国王に賄賂を贈り、不正な裁判官を自分たちの州に派遣しないよう要請したところもあつた⁽⁴²⁾。

こうした司法の腐敗とならんで、『ガメリン物語』に特徴的なのが、冷酷なまでの暴力である。一四世紀イングリランドでは、棍棒で武装した浮浪者やアウトローたち、すなわち「トレイルバストンズ」*trailbastons* が跳梁跋扈し、人びとを恐怖に陥れていた⁽⁴³⁾。ガメリンの武器が剣や槍ではなく、「オークの棒」*oken spire* (五〇三行) や「棍棒」*staf* (五一一行)、あるいは「大きな棍棒」*gret staf* (五九一行) であり、「荷車の轆」^{ながえ}*cart-staf* (五九〇行) であつたことが想起されよう。一三〇七〜一三一六年のノーフォークにおける未決監釈放記録簿を調査したバーバラ・ハナワルトによれば、殺人に使用された道具の二七%が棍棒であつた⁽⁴⁴⁾。

一三〇四年にはリンカンシャ、ノッティンガムシャ、ダービーシャにおいて森や獵園を徘徊し、謀殺、略奪、焼き討ち、「そして、その他の損害行為」*et alia dampna* をはたらき、旅人や当該地域住民を危険にさらしている悪人や治安

妨害者を審問調査すべく三名の裁判官が任命された。そして、かかる犯罪者とその蔵匿者は逮捕され、安全確保のために州長官に引き渡されて、通常の未決監釈放がおこなわれるまで留め置かれることとされたのである。⁽⁴⁵⁾

一三〇五年には、勅令 *The Ordinatio de trailbastons* が発布され、地方騒擾の元凶ともいべきトレイルバストーンを裁く巡回裁判官が任命されている。このときはイングランドが五つの巡回区に分けられ、一二九七年以降発生していた重大事件を裁くことになっていた。とりわけターゲットにされたのはトレイルバストーンであったが、その多くが古参兵であった。⁽⁴⁶⁾ しかしながら、当のトレイルバストーン裁判官たち―彼ら自身も「トレイルバストーン」と呼ばれた―も不正行為をはたらいていたのである。一三三九年には、議会で提出された請願において、かかる裁判官たちは有罪の者よりも無罪の者に多大な損害を与えているとの異議申し立てがなされている。⁽⁴⁷⁾ エドワード二世（在位一三〇七―二七）の時代のものといわれる「トレイルバストーンについてのアウトローの歌」(*The Outlaw's Song of Traillebaston*) のなかには、トレイルバストーン裁判官によって、無実のものが盗賊にしたてあげられ、富める者は身代金を支払って釈放されるが、貧しい者は投獄されるという趣旨の詩歌がおさめられている。⁽⁴⁸⁾ こうした民衆詩にこめられた「民の声」は、前述した一三三九年の請願の傍証となろう。

いったいに一四世紀イングランドの地方ではギャングや強盗団が横行していた。⁽⁴⁹⁾ エドワード三世治世（在位一三二七―七七）初期に、レスターシャーはアッシュビイ・フォルヴィルの領主で同州を中心に犯罪行為をくりかえしていたフォルヴィル家やダービーシャー北部のピーク・ディストリクトならびにノッティンガムシャー北部で乱暴狼藉をはたらいたコトレル家は、その代表格であった。こうしたギャングの首領の大半がジェントリー、騎士、エスクワイアといったまさに地方における法と秩序の維持の担い手である階層出身者であった点を見のがしてはなるまい。彼らは裁かれる側であると同時に、その出自からすれば、裁く側にもなり得たのである。事実、ユースタス・フォルヴィルは七人兄弟で、そのうちの一人は治安維持官の職にあった。⁽⁵⁰⁾

フォルヴィル家にコトレル家の一員が加勢して犯行に及ぶこともあった。一三三二年、彼らはレスターシャとリンカンシャの境界付近で王座裁判所の裁判官サー・リチャード・オヴ・ウィラビイを捕まえ、千三百マルク（八六六ポンド一三シリング四ペンス）もの法外な身代金を受け取ったうえに、百ポンド相当の財産も強奪した。この時にはコトレル家のジェイムズ・コトレルのほかに、セムプリンガムの聖堂参事会員アラン・オヴ・バストーン、さらにノーサンプトンシャはロッキンガム城の城代でロッキンガム・フォレストの御料林長官も兼務していたサー・ロバート・ドウ・ヴィアも加担した。⁽⁵¹⁾ 誘拐された国王裁判官のウィラビイは、悪名高い国王裁判官で、イングランドの諸法をあたかも牛や家畜のように売りさばき、民衆の苦情によって起訴されたといういわくつきの人物であった。それゆえ、世間はフォルヴィル家やコトレル家のようなギャング団には同情的で、むしろウィラビイの誘拐を職権濫用者が受けるべき当然の報いのみなしていたのである。⁽⁵²⁾

一四世紀において、一三二七年〜一三四〇年の間ほど国王政府が治安の改善に多大な努力を払った時期はおそらくなかったであろうといわれているが、フォルヴィル家が多忙をきわめたのは、まさにこの時期であった。

さらに、こうした犯罪者たちはスコットランドやフランスにおける軍務の代償として、恩赦を受けることが多かった。彼らは軍務を恩赦獲得のための手段とみなしていたのである。政府当局からすれば、彼らを戦争にかりだすことによって全体として犯罪者の数が減少するというメリットがあった。通常、アウトローは王の軍隊において一年以上軍務につけば、恩赦を得ることができたが、一四世紀にはアウトローが国王軍隊に占める割合は二〜一二%と高かった。⁽⁵³⁾ フォルヴィル・ギャング団の首領ユースタス・フォルヴィルも、一三三三年に対スコットランド戦役における軍功の代償として恩赦に浴している。⁽⁵⁵⁾

これに関連して、『ガメリン物語』にも興味深いくだりがある。ガメリンが森のアウトローの首領によって、首領の次の位に据えられてから三週間もたたないうちに、首領のもとに次のような知らせが届く。

Within the thridde wyke · him com tyding,

To the maister outlawe · that tho was her king,

That he schulde come hom · his pees was y-mad ;

それから三週間と経たぬうちに、その時みなこの王の位にあった

追われ者の首領のもとに

赦免が下されたから帰って来るようにとの報せが届きました。(六八七―六八九行)

右の叙述は、当時の犯罪者もしくはアウトローが恩赦を受けていたことを物語るものであろう。かくして、集団的な犯罪は幾度となく、くりかえされたのである。

リチャード・ケウパーは、「この時期、国王に送られてきた不正に対する幾千もの請願の一部にでも目を通したものは、おそらくガメリンの作者は州社会の風潮をよく伝えており、法と秩序に関する当時の慣行と態度を忠実に反映していると結論づけるであろう」と述べている。⁽⁸⁶⁾要するに、歴史的な証拠と『ガメリン物語』の間にはかなりの類似性が認められるというわけである。さらにケウパーは、『ガメリン物語』は一四世紀イングランドの社会に影響を及ぼした暴力沙汰、とりわけジェントリー・レベルのそれを反映しているという。⁽⁸⁷⁾同様の見解は、ジョン・スキヤターグッドにもみられる。⁽⁸⁸⁾『ガメリン物語』にみられる暴力は、中世に一般的なそれではなく、一四世紀に特有のものであったのである。⁽⁸⁹⁾

モリス・キーンは、ガメリンの暴力は不正に対する正義の闘いであるがゆえに正当化されたと述べ、この詩の真の主題は不当な領主権^(ロドシツフ)の失墜にあるとみている。⁽⁹⁰⁾ガメリンを欺いて、その相続財産を後見下においた長兄の所領管理は、⁽⁹¹⁾さんなものであった。

He took into his hond · his lond and his leede,
And Gamelyn himselfe · to clothen and to feede.
He clothed him and fedde him · yvel and eek wrothe,
And leet his londes for-fare · and his houses bothe,
His parkes and his woodes · and dede nothing wel ;

兄はガメリンの土地と借地人たちの管理を、
更にガメリン自身の衣食の世話も、引き受けたのですが、
ガメリンにはろくな食物も衣服も与えず、
またその土地も家屋も荒れ放題にしました。

そして狩園も森も、そのほか何一つきちんと面倒を見てやりませんでした。(七一七五行、一部改訳)

こうした状況は決して珍しいものではなかったと思われるが、そのために長兄は「その身に報いを受けることになつた」*“And sehten he it aboughte · on his faire fel.”* (七六行)のである。だが、非難的的になつているのは後見人による所領管理のずさんさであり、領主制そのものではない点に注意すべきである。

モーリス・キーンによれば、『ガメリン物語』のねらいは、社会的・法的システムの濫用を攻撃することにあつた。⁽⁶¹⁾ 州長官や聖職者、国王裁判官の「不正」*injustice* に対するガメリンの怒り、復讐はすでにみたとおりである。物語の最後で、ガメリンも次兄オーテも「正義」*justice* にかかわる裁判官に任ぜられているのは、その意味で象徴的である。

しかしながら、それはあくまでも不正や権力の濫用に対する攻撃であつて、既存の社会を転覆して新しい体制をつく

りだそうというものではなかった。ガメリンがイングランドの御料林主席裁判官になり、次兄オーテが国王裁判官になったように、変わったのは人員であって、体制そのものではなかった。⁽⁶²⁾ここに『ガメリン物語』の保守的性格がよくあらわれている。

三、『ガメリン物語』と『ロビン・フッドの武勲』

『ガメリン物語』と『ロビン・フッドの武勲』にはいくつかの類似点がある。⁽⁶³⁾これまでみてきたところからあきらかのように、ガメリンもロビン・フッド同様、森のアウトローである。ガメリンが長兄を相手どって裁判をおこなった際に援助の手をさしのべたのは森のアウトローたちであり、なによりもガメリンはアウトローの王たる地位にあった。そして、持ち前の気力と腕力によって、長兄に対する復讐劇を演じ、ときの権力者の不正を正す。ウイリアム・バロンはその意味において『ガメリン物語』を「緑林のロマンス」(romance of greenwood)と呼んでおり、ロビン・フッドを「緑林のヒーロー」の原型とみなしている。⁽⁶⁴⁾

ガメリンがあらわにしている烈しい反聖職者感情―いわゆる反教権主義 (anticlericalism)―や州長官ないしは国王裁判官に象徴される権力への抵抗は、ロビン・フッドにもあてはまる。真の正義はガメリンに、そしてロビン・フッドにあつたのであり、ともに腐敗した世の中を本来のあるべき状態に戻すべく暴力を行使している。とはいえ、ロビン・フッドもガメリンも決して社会の転覆をもくろむ革命家ではなかった。

さらに、レスリングの試合が描かれていることや勝者への褒美も似ているし、⁽⁶⁵⁾門番はどちらにも登場する。⁽⁶⁶⁾そして、ロビン・フッドと同じように、ガメリンにも陽気な手下がいる。しかも、その人数は同数なのである。⁽⁶⁷⁾さらに、ロビン

同様、ガメリンも物語の最後の部分で国王と和解し、官職を授かる。

文体構成上の類似もみうけられる。一例を挙げよう。

Litheth, and lesteneth

and herkeneth aright,

(*Gamelyn* 1)

Lyth and Lysten genil men,

And herken what I shall say

(*Gest. st.282*)

このように、どちらも頭韻を踏む語句で始まっており、ほぼ同一の意味をもつ“herkeneth”ないしは“herken”を重ねて、直接、聴衆に静聴、傾聴を呼びかけている⁽⁸⁸⁾。また、『ロビン・フッドの武勲』に頻出する「緑林の木の下で」「Under the grene wode tree」といった類の言い回し(七九、一九五、二三七、二六二、二九八、三二二、三三五、三七七連)も、『ガメリン物語』の「森の木の枝の下を」「under woode-rys」(七七一、八〇三行)という表現と似通っている。

しかし、大きな相違点もある。たとえば、ロビン・フッドは高位聖職者に対しては激しい敵意と反感を示しているが、その一方できわめて信仰心に篤く、聖母マリアに対しては深い崇敬の念を抱いている。ガメリンにはそうした面はまったくみられない。また、『ロビン・フッドの武勲』では森におけるアウトローの生活が中心な位置を占めているのに対して、『ガメリン物語』では二義的な役割しか果たしていない。ガメリンは森の縄張りを占拠しているというよりは、土地(相続財産)を求めているのであり、この点もロビン・フッドとはかなり異なる。『武勲』に特徴的な弓の試合も、

『ガメリン物語』にはみられない。また、ガメリンの素性はロビン・フッドとちがってヨーマンというよりはジェントリーである⁽⁶⁹⁾。

ガメリン自身は騎士としての自覚をもっていたにちがいない⁽⁷⁰⁾。というのも、みずから次のように述べているからである。

‘I am no worse gadeling · ne no worse wight,

But born of a lady · and gotten of a knight.’

「僕は卑しい下郎でもなければ、素姓の卑しい人間でもない。

僕は、母は貴婦人、父は騎士のれっきとした身の上だ。」(二〇七—一〇八行)

ガメリンが比較的高い社会階層の人物であることは、*猟園 (parks)* を所有している(七五、八五、九七行)ところからも推測できる。ことによると、*猟園の破壊*(八五、九七行)は一四世紀半ばのイングランドにおけるパークの一般的な状況を反映しているのかもしれない⁽⁷¹⁾。いずれにせよ、ガメリンは残忍な悪漢の相貌を呈しているが、決して野卑な下衆ではないのである。

サー・ジェイムズ・ハウルトは、ロビン・フッド物語に比して、そもそも『ガメリン物語』はバラッドではなくロマンスであること、また物語の背景が封建社会的であることを相違点として挙げ、正当な相続権の主張というテーマを、中世後期のアウトロー物語にそっくりそのままもちこんでいる点がひじょうに興味深いと述べている⁽⁷²⁾。

もつとも、『ガメリン物語』を「韻文ロマンス」(“metrical romance”)、ロビン・フッド物語を「バラッド」(“ballads”)とジャンル分けするやり方には若干、注意を要する。ナンシー・ブラッドブリーによれば、そのような区分けをすることで、

かえって『ガメリン物語』が口誦によつて伝えられたものであることが曖昧にされてしまふおそれがあるという。バラッドは「語られる」recitedというよりは「謡われる」sungものであるという尺度によつて両者を区別することはできないのである。⁽²⁶⁾ また、アルバート・フリードマンによれば、バラッドballadなる用語が今日的な意味で使用されるようになるのは一六世紀末になつてからのことであり、その当時ですらバラッドの射程範囲は現代の用法よりはるかに広範囲に及んでいた。中世そして近世になつてからも、聴衆はバラッドとロマンスを区別していなかつたという。⁽²⁷⁾ 事実、スキートは『ガメリン物語』をレイ⁽²⁸⁾すなわち「比較的古くて長いバラッドの一種」(傍点筆者)であるとみなし、『ガメリン物語』とロビン・フッドのバラッドとの結びつきを指摘している。⁽²⁹⁾

グラハム・ブラッツは、既述のフォルヴェル家やコトレル家とその一味による集団的犯罪行為が人びとの想像力を駆り立て、ロビン・フッド・バラッドの発展を促したと述べているが、それはそのまま『ガメリン物語』にもあてはまるであろう。⁽³⁰⁾ ロビン・フッド伝説の成立を一四世紀初期と推定しているマデイコットは、両ギヤング団に代表されるアウトローたちに対する民衆の好意的な評価と『ロビン・フッドの武勲』にみられる人びとの感情には、かなりの類似性が認められるとして、当時の民衆もロビン・フッド物語の聴衆も、私利をむさぼる不正な国王官吏に強い不信感を抱いていたと述べている。⁽³¹⁾ こうした官吏に対する反感は『ロビン・フッドの武勲』と『ガメリン物語』の双方に通底するものである。

詳細な検討は今後の課題とせざるを得ないが、『ガメリン物語』と『ロビン・フッドの武勲』を比較してみると、類似点もあれば、相違点もある。ロビン・フッド伝説の起源を一四世紀前半にみるマデイコット説をとるとすれば、『ガメリン物語』もロビン・フッド物語とともに、ほぼ同時代の社会状況のなから生まれたということになる。ガメリンがロビンの原型であつたとはいえないが、⁽³²⁾ 『ガメリン物語』は、それよりも半世紀ほど後に文字に書き記されたと推測される『ロビン・フッドの武勲』に少なからず影響を及ぼしていたのではないだろうか。⁽³³⁾

むすびにかえて

これまでみてきたように、『ガメリン物語』は兄弟が相続財産をめぐる争うという、いわば昔ながらの主題を扱ったものであるが、そこには一四世紀イングランドの社会状況が色濃く影を落としている。総じて言えば、当時の聴衆は、『ガメリン物語』のもつ社会性、娯楽性、暴力性に共鳴するところが多かったと思われる。

修道院長、修道士、州長官、国王裁判官、陪審員らに対するガメリンの攻撃・仕打ちは、彼らが本来あるべき姿から逸脱し、墮落していることへの厳しい批判、あるいは風刺とみてとれる。領主支配のあり方についても同様である。したがって、これらの批判は制度的なものではなく、倫理的なものであったということができよう。物語の大詰めでガメリンと次兄オーテが国王と和解し、裁判官の職を授けられた場面に象徴されているように、国王、官職、あるいは領主による支配などは、そのものとしては攻撃の対象にはなっていないのである。こうした点は当時の民衆詩と相通ずるものがある⁽²⁷⁾。

他方で、アウトローの王たるガメリンの御料林主席裁判官への登用は、私益獲得のために職権を濫用する官吏を向こうにまわし、真の正義を行使し得るものはアウトローを置いて他にいないということを逆説的に示している。こうしたパラドクスは、ロビン・フッドにもあてはまるが、森のアウトローが森の裁判官になるという結末は『ガメリン物語』ならではのものであり、この点にこの物語の醍醐味があるように思われる。

本稿では、『ガメリン物語』にみられる法的手続きを中心にみてきたが、さながら擬似法廷の観を呈している場面もあり、この物語が現実根ざしたものであることが窺える。長兄ジョンは「首をくくられたが、錢袋はひとつもくくられませんでした」⁽²⁸⁾ “He was hanged by the neck and nought by the purs” (八八五行、筆者訳、傍点・下線筆者) といった表現は、

もはや州長官たる長兄は陪審員や裁判官らを買収することができなくなったという意味で、あるいは金銭で国王から恩赦を買い取ることができなかつたという意味で、じつに風刺がきいている。また、ガメリンが裁判官を裁判官席の「柵越しに」“over the barre”（八五二行）放り出す場面などは、実際に未決監釈放裁判が開廷された際、囚人たちは柵のところに立っていたという一四世紀当時の裁判記録の記述と合致しており、興味深いものがある。

しかしながら、こうした司法的特徴は、この物語のもつ諸々の特徴のひとつにすぎないことをあらためて確認しておきたい。悪玉の兄に立ち向かう善玉の弟といったように、登場人物にみられる対照のあざやかさも、この物語の大きな特徴となっている⁽²⁸⁾。

また、高所で首をくくられた裁判官と州長官が、「縄の先に揺れ動き、風に干からびました」“To weyven with the ropes · and with the winde drye”（八八〇行）といったように、皮肉たつぷりの、そして冷酷なまでのユーモアもこの作品の特徴といえよう。こうしたユーモアは文学的にみれば、アウトローたちの森の生活にみられる爽やかな雰囲気とならんで、『ガメリン物語』の全編を覆っている暴力的な性格を相殺するものであった⁽²⁹⁾。

『ガメリン物語』の故地と目されるイースト・ミッドランド地方のひとつの州であるリンカンシャのマン領主たちは、一三世紀後半、百をゆうに上まわる数の町や村に絞首台を設置する特権を要求していたといわれている⁽³⁰⁾。しかも死刑を科されたのは殺人犯とは限らなかつた。こうした事実を考慮すると、どれだけの頻度で絞首台が使用されたかは別としても、『ガメリン物語』が流布した当時の人びとにとって、絞首刑が身近なものであったことは疑いをいれない。

「縄の先に揺れ動き、風に干からび」た罪人の姿は、詩的であると同時に史的な光景でもあったのである。

- (1) Walter W. Skeat, ed., *The Complete Works of Geoffrey Chaucer*. Vol. III, Oxford, 1894, pp. 399-405 ; N.E. Blake, *The Textual Tradition of the Canterbury Tales*, London, 1985, p. 104. スキートは、チョーサーは『カンタベリー物語』のなかで、巡礼者のひとりであるヨーロッパの口を借りて『ガメリン物語』を語らせようとしていたのではないかと推測している (Skeat, *op. cit.*, p. 399)。なお本稿の作成に際して、Gameyn 関係の欧文文献リストを送ってくださった慶應義塾大学教授・不破有理先生に感謝の意を表したい。
- (2) 'Die handschriften zeigen durchaus den Midland-typus. Einige südliche formen kommen vor. Viele den nördlichen dialekten eigene formen und worte finden sich in allen handschriften. Ausserdem sind viele altherkömmlichkeiten berührt, so dass meine ansicht schliesslich ist, der ursprüngliche text ist in dem nördlichen theile des West-Midland dialects etwa am ausgang des 13. jahrhunderts verfasst.' F. Lindner, 'The Tale of Gameyn, Part II', *Englische Studien*, II, 1879, S. 343. 今日では引用したリントナーの説は否定されつつある。
- (3) Walter W. Skeat, *op. cit.*, pp. 399-400.
- (4) Walter W. Skeat, ed., *The Tale of Gameyn*, Oxford, 1884, pp. ix, xxxvii.
- (5) Franklin R. Rogers, 'The Tale of Gameyn and the Editing of the *Canterbury Tales*', *Journal of English and Germanic Philology*, vol. 58, 1958, pp. 49-59.
- (6) Thomas Ohlgren, ed., *Medieval Outlaws*, West Lafayette, Indiana, 2005, p. 265. 'ブーンロー地帯の地理的区分については' Cyril Hart, *The Danelaw*, London, 1992, p. 9.
- (7) Maurice Keen, *The Outlaws of Medieval Legend*, revised edition by Routledge, London, 2000 (University of Toronto Press, 1961), p. 78. 『フルク・フィツウォーリン』については、國方敬司教授の貴重な論考を参照されたい。國方敬司「フィツウォーリン 反逆伝説とウェールズ辺境諸侯の世界」、浜林正夫、神武庸四郎編『社会的異端者の系譜』三省堂、一九八九年、四一〜六〇頁所収。
- (8) 清水阿や「『ガメリン物語』 (*The Tale of Gameyn*) について」『語学教育研究論叢』(大東文化大学語学教育研究所)、第四卷、一九八七年、一五一〜一六八頁；大関啓子「中世英詩『ガメリン物語』小論」『實踐英文學』、第四四卷、一九九四年、六三〜七九頁。清水阿や氏も、この物語の作者は「法律や裁判のことにはかなり詳しい知識の持主らしい」(清水阿や、前掲論文、

一六七頁)と述べてはいるものの、それ以上の踏み込んだ考察はなされていない。大関論文では、この点については触れられていない。

(9) 中世英国ロマンス研究会訳『中世英国ロマンス集』、篠崎書林、一九八三年、一六九頁。以下、本稿での引用は同研究会訳に拠るが、改訳した場合は本文中にその旨、明記した。

(10) 本文中の英語による『ガメリン物語』の引用はすべて次のスキート版に拠る。Walter W. Skeat, ed., *The Complete Works of Geoffrey Chaucer*, vol. IV, Oxford, 1894, pp. 645-667 (text) ; vol. V, 477-489 (notes) ; vol. VI, 347-358 (glossary) . あわせて以下のテクストを参照した。Frederick J. Furnival, ed., *The Hartleian MS. 7334 of Chaucer's Canterbury Tales*, 1885, pp. 129-154; Stephen Knight and Thomas Ohlgren, ed., *Robin Hood and Other Outlaw Tales*, Kalamazoo, Michigan, 2000, pp. 194-219 ; D. B. Sands, *Middle English Verse Romances*, 1966, pp. 156-181. 『ガメリン物語』の写本は全部で二五本残存しているといわれているが、スキートはハーレイ写本 (MS. Harley 7334) 、ナイト及びオルグレンはベットワース写本をそれぞれ底本としている。なお、サンドは『ガメリン物語』五七行目にみられるプラウに “A plow was a measure of land presumably covering the area a man could plow in one day.” (下線筆者) と註記しているが (*ibid.*, p. 158, n. 57) 、最後の “in one day” は間違いであろう。サンドの註解を活かし、註を附すのであれば “A plow was a measure of land presumably covering the area that could be plowed by a team of oxen (often eight) in a year.” となるのか。

『ガメリン物語』は六つの部分に大別される。以下、その概略を記しておこう。

第一部 (一〜一六八行) では、父の遺産相続が問題となる。主人公ガメリンの父が遺産相続の執行人として依頼した騎士たちは、その土地をすべて長男一人に与える家督相続の意向をもっていた。協議の結果、父のもっていた土地を二分し、二人の兄に継がせ、末子のガメリンは取り分なしという決定を下す。しかし、父はこれを拒否し、ガメリンへの愛情もあって、死の床で三人の子供たちに土地財産を分与することに決める。ところが、長兄は父の死後、末弟ガメリンから相続財産を奪い取り、ガメリン自身の衣食の世話はおろか、土地や借地人の管理もないがしろにする。その結果、土地も家屋も荒れ放題になってしまう。成人したガメリンは長兄ジョンの不実に気づき非難する。これに対して兄は激怒し、下男に命じて彼を殴り倒そうとするも、ガメリンの怪力無双を目の当たりにし、態度を一変、ガメリンの願いをききいれて和解する。二心ある長兄の真意など、ガメリンは知るよしもない。

第二部 (一六九〜二八八行) の主題はレスリングの試合である。折からレスリングの試合が催されることを聞きつけたガメリンは、自分の力だめしとばかりに試合にでることを決意する。無敵といわれた力士を相手にしたガメリンは、相手

の攻勢にびくともせず、最後はその力士を投げ倒し、勝利する。ガメリンは優勝の褒美に雄羊と指輪を手にし、興奮いまだ醒めやらぬ見物人たちを引き連れて、意気揚揚と引き揚げていく。長兄はガメリンが戻ってくるのを目にすると、門番に命じて館の門を閉ざしてしまふ。

第三部（二八九―三四〇行）のテーマは大宴会である。レスリングで勝利をおさめ、長兄の館に着いたガメリンは、門がかかり、門が閉まっていることを知る。ガメリンは門を蹴飛ばすと、逃げ出した門番を追い駆け、一撃を加えたあと、井戸に放り込んでしまふ。その後、一緒にやつてきた取り巻き連中とともに七日七晩にわたって勝利の祝宴をくりひろげ、長兄の酒蔵に残っていた葡萄酒をほとんど飲み尽くしてしまふ。こうして、ガメリンは長兄に対して物質的損害を与える。その間、兄のほうは苛立ちを覚えながら、なすすべもなく小塔に閉じこもったきりであった。

第四部（三四一―五五〇行）は、長兄の復讐とガメリンの受難がテーマとなる。一週間にわたる祝宴が終わり、客人たちが暇乞いをする、ついに長兄が姿をあらわし、ガメリンが自分の蓄えを食いつぶしてしまったことを烈しく叱責する。ガメリンは一六年間自分の土地財産をわが物にして長兄が儲けた分を、宴会の飲食費で帳消しにしてやるといつて、みずからの行為を正当化する。ガメリンが憤慨しているのは、あくまで自分の土地とそこからのあがりやを長兄が横領した事実に対してなのである。長兄は自分の立場が不利になると悟るや、ガメリンを跡目にする約束したうえで、偽誓の罪を犯さないですむよう、ガメリンに手足を縛らせてくれと懇願する。ガメリンが館に入る際、抵抗した門番が井戸に放り込まれたが、それに激怒した長兄は、ガメリンを縛って、その自由を奪うことを人びとに誓言していたのである。それゆえ、もしガメリンに自由を与えたら、誓約違反になるという理屈である。それは、中世にあつては神の怒りにふれる恐ろしい行為でもあつた。ガメリンの手足を縛り上げると、長兄は広間の柱にくくりつけ、人目にさらした。ガメリンは食べ物もいっさい与えられず、物心両面で苦痛を受ける。そうしたなか、長兄の主催により宴会がひらかれる。客人として招かれた二名の大修道院長と一名の小修道院長はガメリンに無礼な言葉を吐き、彼を罵倒する。激昂したガメリンは家令アダムの助太刀を得て、修道院長らに痛打を浴びせ、唾然として立ち尽くす兄に枷をはめる。ガメリンとアダムがはたらいた狼藉は、国王の平和を乱すものとして州長官のもとに伝えられ、州長官はガメリンの逮捕にのりだす。

第五部（五五一―七六八行）では、アウトローになったガメリンと家令アダムの森での生活ぶりが描かれる。ガメリンは州長官の手下に包囲されると、脱出して森へ行く。これは囚われの身で町にいるよりも、森で自由の身でいる方がましであるというアダムの意見に従ったものである。ふたりが逃げ込んだ森にはすでに一四〇名のアウトローたちが暮らしていた。ほどなくしてガメリンは、先の首領のあとを継いで追われ者たちの王となる。一方、不実の長兄はいまや州長官と

なつて、ガメリンを起訴させる。ガメリンは「狼の頭」の宣告を受け、追われ者の身となる。そして勇んで州の裁判に出廷するも、たちまち逮捕・投獄されてしまう。だが、ここでガメリンの次兄が登場して保証人となり、期限付きながら保釈を認められることになる。ガメリンの身柄は次兄に引き渡されたものの、兄の心配をよそに、ガメリンはふたたび仲間を待つ森にかえつてゆくのである。

第六部（七六九〜九〇二行）では長兄の哀れな末路が描かれ、最後は大団円で締めくくられる。長兄はガメリンを吊し首にするため陪審員を抱き込もうと画策する。ガメリンが法廷に駆けつけると、保釈保証人となっていた次兄は枷をはめられ、すでに吊し首の判決が下されていた。驚いたガメリンは次兄への判決を不当なものと言。みずからが裁判官の座に座り、次兄の評決に加わった一二名の陪審員、裁判官、そして州長官である長兄を裁判にかけ、全員絞首刑に処してしまう。科料では許されず、長兄が首をくくられて命を落としたのは、父の呪いのゆえに受けた当然の報いであった。次兄とガメリンは王のもとへ赴き、王と和解する。王は次兄オーテ卿を裁判官に、そしてガメリンを全御料林の首席裁判官に任命する。次兄はガメリンを自分の後継と定め、家の土地財産を継がせる。その後、ガメリンは氣立てのよい美しい女を娶つて大団円とする。

(11) Scott L. Waugh, *England in the reign of Edward III*, Cambridge U.P., 1991, p.29 ; K.B.McFarlane, *The Nobility of Later Medieval England*, Oxford, 1973, p.62.

(12) *Ibid.*, p.29. すでに古典的なものとなっているが、イングランドの中央部と東南部を比較・検討し、相続慣行や耕地制度、家族形態、定住形態などの違いから、一三世紀イングランドにおける社会構造の二類型を描出した G.C.Homans, *English Villagers of the Thirteenth Century*, Harvard U.P., Cambridge, Mass., 1942 を参照。但し、フェイスによれば、ホームマンズが述べているほど分割・不分割の相続慣行は截然と区別されるものではなかった。R.J.Faith, "Peasant Families and Inheritance Customs in Medieval England", *Agricultural History Review*, xiv, 1966, pp.77-95.

(13) Edgar F.Shannon, Jr. "Medieval Law in *The Tale of Gamelyn*", *Speculum*, 28 (1951), p. 459.

(14) Sir Frederick Pollock and Frederic William Maitland, *The History of English Law before the time of Edward I*, vol.1, 2nd edition, Cambridge, 1968, pp.131,151-2 ; W. L. Warren, *Henry II*, London, 1973, pp.281-3 ; Austin Poole, Lane, *From Domesday Book to Magna Carta 1087-1216*, 2nd edition, Oxford, 1955, pp.396-399 ; W.L.Warren, *The Governance of Norman and Angevin England 1086-1272*, Stanford U.P., 1987, pp.139-140. 宣誓にまつて告発 (sworn presentments) はクラレントン条例制定以前よりおこなわれており、長い歴史をもっていた。一一六六年以降、こうした陪審制の運用がはじめて国王裁判所と緊密に結びつけ

られるようになったのである。この点については、N.Harnard, “The Jury of Presentment and the Assize of Clarendon”, *English Historical Review*, vi, 1941, pp. 374-410.

アウトローの法的手続きについては、Sir Frederick Pollock and Frederic William Maitland, *The History of English law before the time of Edward I*, vol. II, 2nd ed., Cambridge, 1898, p. 581; William A. Morris, *The Medieval English Sheriff to 1300*, Manchester, 1927, pp. 196-197; idem, *The Early English County Court*, Berkeley, 1926, p. 116; Edgar F. Shannon Jr. *op. cit.*, p. 460; 小山貞夫「中世イギリスの地方行政」創文社、一九六八年、二二六-二二八頁。巡回裁判官が各州を訪れる頻度について、エドワード三世治世第四年度（一二三〇年）の制定法は、少なくとも年に三回、必要とあらばそれ以上と定めている（4 Edward III, c. 2: *Statutes of the Realm, 1235-1713*, ed., A. Luders, T.E. Tomlins, J. Raithby, and others, Record Commission, London, 1810-28, vol. I, p. 261）。アウトローの法的手続きは州裁判所でおこなわれたが、アウトローの宣告をくだす権利は国王が握っていた。これはマンダロ・リノルマン期においても同様である（John Hudson, *The Formation of the English Common Law*, London, p. 69）

- (15) いわゆる「人間狼」の史料初出はサリカ法典第五章の二で、その前後に関連条項がある。この点については、熊本大学法学部准教授・苑田亜矢先生よりご教示を賜った。記して感謝の意を表したい。久保正幡訳『サリカ法典』（西洋法制史料叢書二）、創文社、一九七七年、第五章の二〜四・同訳『リプリア法典』（西洋法制史料叢書一）、創文社、一九七七年、第八章の二も参照のこと。これに関連して、ミッタイスは大略、次のように説明している。重大な犯罪をおかした者は平和喪失者たらしめられると同時に、法喪失者（アウトロー）となり、放逐・追放されて森の浮浪者・人間狼となった。「平和喪失者に対しては、誰でも彼を殺してもよく、そうしても贖罪金支払いの必要がなかったというだけではなく、むしろ狼に対するように彼を殺さねばならなかったのである。」（ミッタイス＝リーベリッヒ、世良晃志郎訳『ドイツ法制史概説改訂版』、創文社、二〇〇一年、五九頁。傍点訳者）

- (16) [6] Si quis sancte ecclesie pacem fregit, episcopi tamen est iusticia. [6a] Et si eorum sententiam defugiendo uel superbe contempnendo parupenderit, ad regem de eo clamor deferretur post dies xl, et iusticia regis mittet eum per uadimonium et plegios, si habere poterit, usque dum Deo prinitus et regi postea satisfaciat. [6I] Et si infra triginta et unum diem per amicos suos seu per iusticiam regis reperiri non poterit, ore suo utlagabit eum rex. [6.2] Et si postea repertus fuerit et teneri possit uiuus, regi reddatur, uel capud ipsius, si sese defenderit. [6.2a] Lupinum enim capud geri a die utlagationis sue, quod ad Anglis wlueshened nominatur. [6.2b] Et hec sententia communis est de omnibus utlagis. (Bruce R. O'Brien, *God's Peace and King's Peace. The Laws of Edward the Confessor*, University of Pennsylvania Press, Philadelphia, 1999, pp. 162, 164) Cf. Felix Liebermann, ed., *Die Gesetze der Angelsachsen*, 3 vols., Halle, 1903-16,

アウトローを「狼の頭」と呼ぶ習慣はアングロ・サクソン時代にまで遡りうるかもしれないが、管見の限りでは、それを裏づける同時代の直接的な証拠はない。この点に関して、スキートならびに、それに依拠していると思われる『中世英国ロマンス集』や清水阿や氏も、『エドワード証聖王の法』 *Leges Edwardi Confessoris* を、その史料のタイトルから推して、エドワード証聖王の時代の作と鵜呑みにしているように思われる (Walter W. Skeat, ed., *The Complete Works of Geoffrey Chaucer*, vol. V, p.487, note 700; 『中世英国ロマンス集』二二二頁、注一九：清水阿や、前掲論文、一六八頁、注九)。本稿でも述べたように、『エドワード証聖王の法』の作成年代は、アングロ・サクソン時代ではなく、アングロ・ノルマン期と推定されている。オプライアンによれば、同法は古英語で書かれた諸法の翻訳でもなければ、また同法には「征服」以前のイングランドの法典を典拠としている箇所はほとんどない (Bruce R. O'Brien, *op. cit.*, p.29)。

- (17) Bruce R. O'Brien, *op. cit.*, p.29.
- (18) R.F.Humiset, *The Medieval Coroner*, Cambridge, 1961, p.34; John Hudson, *op. cit.*, p.185.
- (19) Edgar F. Shannon, Jr. *op. cit.*, p.460
- (20) Maurice Keen, *op. cit.*, p.86.
- (21) Sir Frederick Pollock and Frederic William Maitland, *op. cit.*, vol. II, pp.589-590; Edgar F. Shannon, Jr. *op. cit.*, p.461.
- (22) *Ibid.*, p.461.
- (23) 3 Edward I, St.1, c.15: *Statute of the Realm*, p.30; Harry Rothwell ed., *English Historical Documents 1189-1327*, London, 1975, p.401.
- (24) 27 Edward I, c.3: *Statute of the Realm*, I, pp.129-130.
- (25) 4 Edward III, c.2: *Statute of the Realm*, I, p.262.
- (26) 『ガメリン物語』の作成時期と推定される頃のイングランドの地方行政については、以下の文献を参照。J.F. Willard, W. A. Morris, J.R. Strayer, and W.H. Dunham ed., *The English Government At Work, 1327-1336*, 3 vols., Cambridge, Mass., Medieval Academy of America, 1940-50, vol. III: Local Administration and Justice, 1950, esp. pp.143-257. 『オックスフォードの不正行為は一四世紀に限りたリドワードは』 William A. Morris, *The Medieval English Sheriff to 1300*, Manchester, 1927, Chapter X; Geoffrey Templeman, *The Sheriffs of Warwickshire in the Thirteenth Century*, Dugdale Society Occasional Papers, 7, Oxford, 1984, pp. 3-50.
- (27) Edgar F. Shannon, Jr. *op. cit.*, p.461.

- (28) Ralph B. Pugh, *Imprisonment in Medieval England*, Cambridge U.P., 1968, pp. 311, 277, 312.
- (29) Richard W. Kaeuper, "An Historian's Reading of The Tale of Gamelyn", *Medium Aevum*, 52, 1983, p. 56.
- (30) William S. Holdsworth, *A History of English Law*, vol. 1, 3rd ed., London, 1923, p. 319.
- (31) 中世英国ロマンス研究会訳『中世英国ロマンス集』篠崎書林、一九八三年、二一八頁。
- (32) 王国の御料林管轄区域がトレント川を境に南北に二分され、それぞれの管区に一名の御料林裁判官 (a justice of the forest) が設置されたのは一二三八年のことである。ターナーによれば、それらの裁判官の業務は judicial とはよりむしろ ministerial なものであった。G. J. Turner ed., *Select Pleas of the Forest*, London, 1901, pp. xiv-xv; Charles Petit-Dutaillis, *Studies and Notes Supplementary to Stubbs's Constitutional History*, trans. by W. T. Waugh, Manchester, 1915, vol. II, p. 158. トレント川はイングラントを南北に分ける観念上の境界とみなされていた。本詩行にみられる「東も西も」(八九一行)という表現は、言葉のあやととも受けとれる。もともと、地図をひろげてみれば明らかのように、たとえばリンカンに住む者がトレント川を東西の境界とみなしていた可能性はじゅうぶんあり得る。
- (33) Leslie Jean Campbell, *The Matter of England in Middle English Romance*, A Dissertation, The University of Mississippi August, 1983, p. 67.
- (34) *Ibid.*, p. 63.
- (35) レスリングについては、ちまたり Compton Reeves, *Pleasures and Pastimes in Medieval England*, Stroud, Gloucestershire, 1995, pp. 95-97. 『カンタベリー物語』の「総序」にでてくる粉屋もガメリン同様、怪力の持ち主でレスリングではいつも牡羊の賞品を獲得していたことが想起される。レスリングは当時庶民の間でたいへん人気であった娯楽で、よく市のたつ日に行なわれた。レスリングの試合があると聞けば、人びとは出かけていき、見物したという。しかしながら、それはときとじて死を招いた。その結果、加害者が逃亡し、アウトローの宣告を受けたケースもある。この点については、John Marshall Carter, *Medieval Games: Sports and Recreations in Feudal Society*, Westport, Connecticut, 1992, pp. 85, 102-4, 111-2 を参照された。
- (36) 『ガメリン物語』を“the middle-class folkromance”とみるエドワード・メンキンとは、ガメリンの裁判官への登用には痛烈な皮肉が込められているとし、それを中流階級の支配に対する貴族の反駁と捉える。メンキンは、『ガメリン物語』の作者は意図的に中流階級とより洗練された上流階級(貴族)という二つの聴衆を想定していると述べ、ガメリンの「愚かさ」stupidity が、この物語におけるユーモアの対象になっているとどう。Edward Z. Menkin, "Comic Irony and the Sense of Two Audiences in The Tale of Gamelyn", *Thoth*, 10, 1969, pp. 44-55, 52-53. 同様に、この物語の読み手として中流階級と貴族階級と

う二つの階級を挙げているウィリアム・バロンによれば、怪力無双のガメリンは市民階級ブルジョワの価値を体现しており、貴族階級は、ガメリンを腕っ節が強く、粗野で生来の愚か者である中産階級のパロディとして捉えているという。W. R. J. Barron, *English Medieval Romances*, London, 1987, p.84; Stephen Knight and Thomas Ohlgren, *op. cit.*, p. 186.

一方、ステイーヴン・ナイトは、ガメリンの肉体的強さの露骨な表出やぶっきらぼうな態度からみて、王の宮廷人のような洗練された人びとは聴衆から除外されるように思われる、とやや控えめに述べている (Thomas Ohlgren, *op. cit.*, p. 266)。清水阿や氏は、ガメリンの振るう暴力やアウトローとしての生き方は、「権威や教養を重視する上流階級の人びとが耳を傾けたり、羊皮紙に書写して読んだりする内容としては、様子も違い、相応しくないものである」(清水阿や、前掲論文、一五三頁)と述べ、大関啓子氏は「上流階級の人々を対象にした作品ではない」(大関啓子、前掲論文、六四頁)と断言しているが、そのように言い切れるかどうか、筆者は疑問である。「上流階級」とはどの程度の人びとを指すのかといった問題はひとまず措くとしても、ステイーヴン・ナイトが述べているように、聴衆のなかにはガメリンのように土地を奪われた地主層や家令アダムのような高位の従者、あるいは農奴ホムズマンといった広範囲に及ぶ人びとが含まれていた (Thomas Ohlgren, *op. cit.*, pp. 265-6) のではないだろうか。

- (37) 'a delightful irony of fate' in Maurice Keen, *op. cit.*, p. 88.
- (38) J. G. Bellamy, *Crime and public Order in England in the Later Middle Ages*, London, 1973, pp. 13-14.
- (39) May McKisack, *The Fourteenth Century 1307-1399*, Oxford, 1959, p. 206.
- (40) John R. Maddicott, *Law and Lordship: royal justices as retainers in thirteenth and fourteenth-century England*, Oxford, 1978, pp. 17-18, 22-25, 41-42; Richard W. Kaeuper, *War, Justice, and Public Order: England and France in the Later Middle Ages*, Clarendon Press, Oxford, 1988, pp. 180-181.
- (41) *Ibid.*, p. 206; 刑事巡回裁判官は任命書 (commissions) にもとづき、明記された特定種類の刑事事件を裁いた。J. ベイカー、小山貞夫訳『イン格蘭ド法制史概説』、創文社、一九七五年、五〇頁参照。
- (42) Richard W. Kaeuper, "Law and order in fourteenth-century England: the evidence of special commissions of oyer and terminer", *Speculum*, LIV, 1979, pp. 734-84; idem, "An Historian's Reading", p. 56. 刑事巡回裁判官にして、トレイルバストーン裁判官にして、彼らが州民から嫌悪されたのは、過重な罰金を科したからにはかならない。この点については、B. H. Putnam, *Proceedings Before the Justices of the Peace in the Fourteenth and Fifteenth Centuries*, London, 1938, p. xviii.
- (43) Richard W. Kaeuper, "An Historian's Reading", p. 54; idem, "Law and order", pp. 737-8. トレイルバストーンの原義は「棍棒を持った

- 男」“club-man”^{ぶあそ} (F. W. Maitland, *Memoranda de Parlamento*, Rolls Series, 98, London, 1893, p. 111)。犯罪の審問調査それ自体も「トレンネルズメン」と呼ばれた (Richard W. Kaeuper, *War, Justice, and Public Order*, p.171)。それに関連して『小山貞夫前掲書』二二頁、註(七)参看。
- (44) Barbara Hanawalt, *Crime in East Anglia in the Fourteenth Century: Norfolk Gaol Delivery Rolls, 1307-1316*, Norfolk Record Society, 44, Norwich, 1976, p. 11.
- (45) Alan Harding, “Early trailbaston proceedings from the Lincoln roll of 1305”, in R. F. Hunnisett and J. B. Post ed., *Medieval Legal Records Edited in Memory of C. A. F. Meekings*, London, 1978, pp. 147-8.
- (46) *Ibid.*, p.147, Richard W. Kaeuper, *War, Justice, and Public Order*, p.171 ; A.L.Brown, *The Governance of Late Medieval England 1272-1461*, Stanford U.P., 1989, p.118.
- (47) May Mckisack, *op.cit.*, p.206.
- (48) “The Outlaw’s Song of Trailbaston” in Thomas Wright ed. & trans., *The Political Songs of England, from the Reign of John to that of Edward II*, Camden Society, London, 1839, pp.233-235.
- (49) Richard W. Kaeuper, *War, Justice, and Public Order*, pp.170-183 ; J.G. Bellamy, *op.cit.*, Chapter III.
- (50) E. L. G. Stones, “The Folvilles of Ashby-Folville, Leicestershire, and their associates in crime, 1326-1341”, *Transactions of the Royal Historical Society*, VII, 1957, pp. 117-36 ; J. G. Bellamy, “The Cotere! gang: an anatomy of a band of fourteenth-century criminals”, *English Historical Review*, LXXIX, 1964, pp.698-717.
- (51) *Ibid.*, pp.707-709 ; E.L.G. Stones, *op.cit.*, pp. 122-123. ちなみに「コトレル家の支持者のなかには「ハイ・ブークの役人やハイ・ブーク・フォレストの御料林長官」^{やう}にはタービーシャの司祭たちやその代理も含まれていた (J. G. Bellamy, “The Cotere! gang”, p.716)。
- (52) E.L.G. Stones, *op.cit.*, p.133; J. G. Bellamy, “The Cotere! gang”, p.717 ; J.R.Maddicott, “The Birth and Setting of the Ballads of Robin Hood”, *English Historical Review*, xciii, 1978, pp.294-297. 行ったギャンブルが、巷間、社会に恩恵を施してくれる者 (social benefactors) とみなされていた (*Ibid.*, p.296) ことは重要である。アウトローは、それ相応に社会的認知を受けていたのであり、まさにそれゆえにアウトロー伝説も根強い人気を博していたと考えられるからである。
- (53) Dorothy Hughes, *A Study of Social and Constitutional Tendencies in the Early Years of Edward III, as illustrated more especially by the events connected with the ministerial inquiries of 1340 and the following years*, London, 1915, p.212.

- (54) H.T.Hewitt, *The Organization of War under Edward III, 1338-62*, Oxford, 1975, pp. 173-175; Barbara A.Hanawalt, "Ballads and Bandits: Fourteenth-Century Outlaws and the Robin Hood Poems", in *Chaucer's England: Literature in Historical Context*, ed. Barbara A. Hanawalt, Minneapolis, University of Minnesota Press, 1992, p. 162. 兵士として出征した犯罪者は、除隊後恩赦を受けるべし、再び徒党を組み悪事をはたらくべしが多かったという (Hewitt, *op.cit.*, p.175)。恩赦の附与は、必ずしも犯罪の再発防止にはつながらなかったのがある。
- (55) E.L.G. Stones, *op.cit.*, p.128; J. G. Bellamy, *Crime and public Order*, p.86; John Scattergood, "The Tale of Gamelyn: The Noble Robber as Provincial Hero", in Carol M. Meale, ed., *Readings in Medieval English Romance*, Cambridge: Brewer, 1994, p.173. 恩赦の売却、対外戦争への参加、地方行政官への登用によって、国王はギャンブルに対処した。このように、公共の秩序は実際に司法的というよりは政治的な方策によって保たれていたためであり、その拠って立つところは法の下における正規の手続きではなく、国王のもっていた特赦権 (king's prerogative of mercy) にあったという。ベラムシの見解は示唆的である (J. G. Bellamy, *Crime and public Order*, p.87)。
- (56) Richard W. Kaeuper, "An Historian's Reading", p.53.
- (57) *Ibid.*, p.54.
- (58) John Scattergood, *op.cit.*, pp.159-194.
- (59) Richard W. Kaeuper, "An Historian's Reading", p.52.
- (60) Maurice Keen, *op.cit.*, p.91.
- (61) *Ibid.*, p.92.
- (62) *Ibid.*, p.93; W. R. J. Barron, *op.cit.*, pp.84.
- (63) ロビン・フッドに関しては枚挙にいとまがない。さしあたり、以下の邦語文献を参照。上野美子『ロビン・フッド伝説』、研究社、一九八八年。同『ロビン・フッド物語』、岩波新書、一九九八年。J・C・ホウルト、有光秀行訳『ロビン・フッド』、みすず書房、一九九四年。ジョン・ベラムシ、鈴木利章・赤坂俊一訳『ロビン・フッド』、法律文化社、一九九二年。J・C・ホウルト、朝治啓三訳『ロビン・フッド』(J・C・ホウルト、城戸毅監訳『J・C・ホウルト歴史学論集、中世イギリスの法と社会』、刀水書房、一九九三年所載)・アンソニー・ポラード、朝治啓三・有光秀行訳『卑俗な話：初期のロビン・フッド物語』、『歴史』、第一〇四輯、二〇〇五年、一〇八―一二三頁。欧文では、R.B.Dobson and J.Taylor, *Rymes of Robyn Hood: An Introduction to the English Outlaw*, Sutton Publishing Limited, revised edition, 1997, pp.71-112; Stephen Knight and Thomas

- Ohlgren ed., *op. cit.*, pp. 80-168.
- (64) W. R. J. Barron, *op. cit.*, pp. 80-84.
- (65) レスリングの勝者への褒美は『ガメリン』では牡羊と指輪であり(一八四、一八六、二八〇、二八一、二八三行)、『武勳』では牡牛、駿馬、手袋、指輪、それにワインである(一二六、一三七連)。
- (66) 『ガメリン』では門番は長兄の館(二八七、二九三、二九五、二九九、三〇三、三七二行)とガメリンの館(五五九、五六一、五六六、五六七、五七一、五七三、五七七、五八〇行)に登場する。『武勳』の門番はヨークの聖マリア修道院のそれである(九八、九九、一〇〇、一〇一連)。
- (67) 『ガメリン』でも『武勳』でも、手下の数は一四〇名である(『ガメリン』六二八行、『武勳』三八九連)。「一四〇」(seven score)という数字は『武勳』では他の箇所でも使われている。「一四〇頭の鹿」(二八五連)、「勇ましい自由民が一四〇人」(二二九連)、「一四〇人の勇ましい若者」(二八八連)、「一四〇本を上回る弓矢」(三四一連)、「一四〇人の怖いもの知らずの若者」(四四八連)といった具合である。
- (68) Nancy Mason Bradbury, "The 'Tale of Gamelyn' as a Greenwood Outlaw Talking", *Southern Folklore*, vol. 53, 1996, p. 212. これに関連して、清水阿や、前掲論文、一五四～五頁参照。
- (69) Stephen Knight and Thomas Ohlgren, *op. cit.*, p. 190.
- (70) John Scattergood *op. cit.*, p. 164. スキヤターグッドはガメリンが騎士としての社会的地位を自覚していた点を強調する。そして、この作品を農場の粗野な生活と粗暴な男たちによる遺産相続争いとみるサンドの見方(Sands, *op. cit.*, p. 5)やガメリンをヨーマンのヒーロー、市民階級の価値の体現者、あるいは貴族階級による中流階級のパロディとみなすバロンの見方(Barron, *op. cit.*, p. 89)を誤りであるとしている(Scattergood, *op. cit.*, p. 164, n. 13)。スキヤターグッドの見方からすれば、ガメリンは自らの相続財産 property と社会における「地位」'estate' in society を回復するために長兄と闘うのであり、それがこの作品の主題となつてゐるのである (*ibid.*, p. 164)。
- (71) L. M. Cantor, "Forests, Chases, Parks and Warrens" in L. M. Cantor ed., *The English Medieval Landscape*, London, 1982, p. 77; Paul Stampel, "Woods and Parks", in Grenville Astill and Annie Grant, ed., *The Countryside of Medieval England*, Oxford, 1988, p. 146. やなみにラッカムはパークの全盛期を一三〇〇年頃とみている。Oliver Rackham, *Ancient woodland*, London, 1980, p. 191.
- (72) J. C. Holt, *Robin Hood*, revised and enlarged 1989, pp. 72-73 (J・C・ホウルト、有光秀行訳『ロビン・フッド』、みすず書房、一九九四年、一二五～一二六頁)

- (73) Nancy Mason Bradbury, *op. cit.*, p. 217. ちなみに、ブラッドブリーは『ガメリン物語』について、元来口頭で伝えられた中世後期の語り物が、書物として残存している稀有な例であると述べている (*Ibid.*, p. 218)。
- (74) Albert Friedman, *The Ballad Revival: Studies in the Influence of Popular on Sophisticated Poetry*, Chicago, 1961, pp. 35-44, Nancy Mason Bradbury, *op. cit.*, p. 217.
- (75) Walter W. Skeat, ed., *The Tale of Gameyn*, p. vii.
- (76) Graham Platts, *Land and People in Medieval Lincolnshire*, Lincoln, 1985, p. 258.
- (77) J. R. Maddicot, *op. cit.*, pp. 293, 295.
- (78) D. B. Sands, *op. cit.*, p. 155.
- (79) スラミにちれば、『ロビン・フッドの武勳』の編者は明らかに『ガメリン物語』をよく知っていた (J. G. Bellamy, *Robin Hood*, London, 1985, p. 64 : ション・スラミ、鈴木利章・赤坂俊一訳『ロビン・フッド』、法律文化社、一九九二年、九九頁)。ちなみに、『ロビン・フッドの武勳』の原文テクストが書かれたのは一五世紀の初め頃と推定されている。ホウルトは、「おそらくは一四〇〇年という早い時期にさささかのぼるだろう。」と述べている (J. C. Holt, *op. cit.*, p. 15 : 有光秀行、前掲訳書一六頁)。
- (80) 浜林正夫「イギリス中世民衆詩の社会思想」『一橋大学研究年報、経済学研究』、第一九号、一九七五年、三〇―三二頁。
- (81) Ralph B. Pugh, *op. cit.*, p. 311.
- (82) 大関啓子、前掲論文、六七頁。
- (83) Charles W. Dunn, "Romances Derived from English Legend", in *Manual of Writings in Middle English, 1050-1500*, Vol. 1. Romances, ed. J. B. Severs, New Haven, The Connecticut Academy of Arts and Sciences, 1967, pp. 32-33.
- (84) Graham Platts, *op. cit.*, pp. 53-55. ; J. V. Beckett, *The East Midlands from AD 1000*, London, 1988, p. 44.
- (85) たとえば、一三三六年には、三シリング相当のカーベット二枚、三シリング相当のオーヴァコート一着、六ペンス相当の羊毛と糸、それに六ペンス相当の皿一枚を盗んだ二人の女性が絞首刑に処されている (Graham Platts, *op. cit.*, p. 55)。